

会議録・報告事項

令和7年度第5回郡山市男女共同参画審議会を開催いたしました。その内容は、下記のとおりです。

会議名	令和7年度第5回郡山市男女共同参画審議会
開催日時	令和8年2月17日(火) 午前10時から午前10時25分まで
開催場所	ヨーク開成山スタジアム会議室
議長	郡山市男女共同参画審議会 会長 幕田 宙晃
出席委員	幕田 宙晃委員(会長)、渡邊 万里子委員(副会長)、市川 より子委員、伊藤 龍太委員、後藤 秋夫委員、後藤 美津子委員、田中 竜夫委員、知野 愛委員、永島 恭子委員、邊見 昌喜委員、吉村 啓作委員、渡邊 澄眞子委員
事務局	市民部長 伊坂 透 市民部次長 笹川 幸江 ダイバーシティ推進課 課長 石田 佐和子 課長補佐 植村 健 男女共同参画係長 武藤 美起子 主査 鈴木 徹 こども家庭課 課長補佐 若穂 困 富江 主査 真部 沙耶香
次第	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 (1)「第四次こおりやま男女共同参画プラン(案)」について (2)その他 4 答申 5 その他 6 閉会
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 第四次こおりやま男女共同参画プラン(案) ・ 郡山市男女共同参画推進事業者表彰パンフレット ・ 「郡山市犯罪被害者等支援条例(案)」パブリックコメント手続結果資料

<p>1 開会 (司会：植村補佐)</p>	<p>郡山市男女共同参画審議会 委員 16 名中 12 名出席により会議成立</p>
<p>2 会長挨拶</p>	<p>幕田会長より挨拶</p>
<p>3 議事 (議長：幕田会長)</p> <p>(1)「第四次こおりやま男女共同参画プラン(案)」について</p> <p>(2) その他</p> <p>4 答申</p>	<p>(事務局) 「第四次こおりやま男女共同参画プラン(案)」について説明</p> <p>質問等なし</p> <p>(田中委員) P48 の基本指標「市の男性職員の 2 週間以上の育児休業取得率」の 2033 年度目標値数「85%以上」とあるが、現在、民間企業の中には産後パパ育休ができたこともあり、100%達成している事業者もそれほど珍しいことではなくなっている。2033 年度の目標値の数値はこのままでよいが、付帯意見として、できるだけ 100%に近づけられるように積極的に実行していただきたい。</p> <p>(事務局) ダイバーシティ推進課でも人事課と連携しながら 100%を目指してまいりたい。</p> <p>(幕田会長) 本市における「男女共同参画社会」の実現には、男女共同参画の意識をさらに浸透させていく必要があり、誰もが自分らしく輝ける社会を目指す上で、性の多様性の理解促進や困難な問題を抱える女性等への支援体制の充実など、継続的な啓発活動や実効性のある取り組みが重要であると考えます。 「第四次こおりやま男女共同参画プラン」においては、これらのことを踏まえた計画となるよう要望する。</p> <p>(伊坂部長) 幕田会長、渡邊副会長をはじめ、委員の皆様には、8 か月間にわたり、慎重かつ積極的なご意見いただいたこと改めて感謝申し上げます。 ただ今いただいた「答申書」だけではなく、審議会の中でいただいた貴重な御意見・御提言については、しっかり市の計画に反映し</p>

<p>5 その他</p> <p>(1) 令和7年度郡山市男女共同参画推進事業者の表彰式の開催について</p> <p>(2) 「郡山市犯罪被害者等支援条例（案）」に係るパブリックコメント手続の結果について</p>	<p>てまいりたい。</p> <p>（事務局） 令和7年度郡山市男女共同参画推進事業者の表彰式の開催について報告</p> <p>意見等なし</p> <p>（事務局） 「郡山市犯罪被害者等支援条例（案）」に係るパブリックコメント手続の結果について報告</p> <p>（田中委員） パブリックコメントでいただいた御意見に対する内容について、県内または県外の他の市町村は、本市の条例案と同じような規定の仕方になっているのか。</p> <p>（事務局） 犯罪被害者等支援条例については、全国的に犯罪被害者の方を支援するための条例のづくりとなっており、本市独自というところではないが、県のベースとなる条例を基に作成しており、犯罪被害者の方に利用していただける行政メニューを体系づけてお示しするといったづくりになっている。</p> <p>（後藤美津子委員） 犯罪被害にあった方で支援を受けるべき人がいたときにどういった手順で、どこにつながれば支援されるのか教えてほしい。</p> <p>（事務局） 犯罪被害にあった方への支援については、まずは、ダイバーシティ推進課にご連絡いただき、その方が必要とする支援など、お話を伺いながら、庁内の担当課につなぎ、支援を行っていく。 また、必要があれば、福島市にある犯罪被害者支援センターの心理士など専門職の方と情報共有しながら、支援をしていくことも考えられる。 犯罪被害者支援に関しては、犯罪による被害だけでなく、精神的苦痛やネットでの誹謗中傷、警察や行政などの窓口でその都度説明しなければならないなど二次被害に気を付けなければならない。 この条例は3月議会に提案させていただく予定だが、可決になった際は、関係機関と連携し、一か所の窓口で、ワンストップで支援できるよう努めてまいりたい。</p>
---	--

6 閉会	
------	--